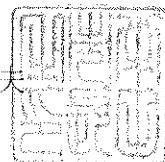


6.半田市

25秘広第804-1
平成25年10月1日

愛知県自治体キャラバン実行委員会
代表 森谷 光夫 様

半田市長 横原 純夫



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

平成25年8月13日付で要望のありました標題の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。
- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

（回答）

各施策の実施にあたっては、憲法や地方自治法の本旨に基づくことはもとより、本市の普遍的な都市像である「健康で明るく豊かなまちづくり」を目指し、住民福祉の増進を図り、市民を第一に考えた各種施策を実施してまいります。

（企画部 企画課）

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

（回答）

本市では、高額・困難な滞納案件の解消を目的として、愛知県及び知多地区5市5町で構成する「愛知県知多地方税滞納整理機構」へ参加し、滞納整理を実施しております。機構において本市の案件を担当する徴税吏員は、半田市の職員として任命しており、機構で行う本市の案件に対する滞納処分は、半田市として行う滞納処分となります。納付指導につきましては、まず面談や財産調査等により個々の生活状況等の実情、担税力を把握しております。その結果、一括納付が困難な場合は分割納付にも応じるとともに、地方税法の定めに従って、換価猶予等

適切な対応をしております。

(総務部 収納課)

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

- ★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護法が、憲法25条に規定する生存権の理念に基づいて定められたものであることを十分に踏まえた上で、生活保護が必要な方には確実に保護を実施するという考え方に基づき、生活保護制度の適切な運用に努めてまいります。

(福祉部 生活援護課)

- ②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

(回答)

生活保護が必要方には、確実な保護を実施していくために、生活保護制度の適切な運用に努めることが福祉事務所の責務でありますので、相談に来られた方に対して、個々の状況に応じた適切な対処を行ってまいります。

一方で、生活保護受給者の自立支援の取組みが重要であり、特に働く方については、適切な就労支援が必要となります。本市福祉事務所では就労支援員を配置し、ケースワーカーとの連携による就労支援を継続的に行っておりますが、地方自治体のみで行う就労支援には限界もあるため、ハローワーク等の関係機関との緊密な連携により、きめ細かな就労支援を行ない、一人でも多くの方が、早期に自立できるよう取り組んでいきたいと考えております。

また、生活保護受給者の自動車保有については、生活保護の制度上、資産価値が高い、維持費がかかる等の理由から、原則認められませんが、国が示す要件に合致する場合は、保有を容認できる場合もあります。自動車の保有の認否については、生活保護受給者個々の状況をよく把握した上で、自動車保有の要件と具体的

に照らし合わせ、組織として適切な判断を行っていきたいと考えております。

(福祉部 生活援護課)

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

(回答)

生活保護制度における生活扶助の基準は、国によりその時々の社会経済状況等を勘案し、相対的に決まるものであります。本市としましては国が示す基準に従い、適切に対応してまいりたいと考えております。

(福祉部 生活援護課)

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

(回答)

適正なケースワークを実施するため、体制整備は不可欠であると考えております。ケースワーカーの配置に係る標準数は、社会福祉法第16条第1項第2号に規定されており、市においては受給世帯が240世帯までは3名、80世帯増すごとに1名加算することとなっております。本市では、現在7名のケースワーカーを配置しており（一人あたりの平均担当数は87ケース）、標準数を確保しております。今後も状況に応じて適正配置に努めてまいります。また、愛知県等が実施する研修への参加も積極的に行っており、引き続き実施してまいります。

(福祉部 生活援護課)

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答)

本市では、現在のところ警察OBの配置については具体的な計画はありません。

(福祉部 生活援護課)

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答)

今回生活扶助基準の見直しに伴い、影響が生じる他制度について、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする旨の方針が国から示されており、関係する所管課においては、この主旨を周知するとともに、今後も国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

(福祉部 生活援護課)

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

介護保険の財源は、法律で定めるところにより一般会計から繰り入れをしております。第5期介護保険事業計画（24年度～26年度）の介護保険料は、財政安定化基金の取り崩しによる交付金、介護給付費準備基金を取り崩すことで、保険料負担の軽減を図っております。

また、保険料率については、第4期の0.50～1.75から第5期は0.40～2.20と負担能力に応じた料率に改定し、所得段階も8段階9区分から10段階12区分に多段階化を図りました。

(福祉部 介護保険課)

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

介護保険料の減免制度については、半田市介護保険条例に定め、減免の必要があると認めた者に対し、保険料を減免しています。拡充の考えは、今のところありません。

(福祉部 介護保険課)

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

本市では利用料を減免する制度は設けておりませんが、介護福祉助成事業として、市民税非課税世帯に属する方（収入要件あり、施設入所者は除く）には、介護サービス費利用者負担の2分の1（介護度により上限設定あり）を助成することで低所得者の負担軽減を図っており、また、社会福祉法人等利用者負担減免事業として、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者の負担軽減を図っております。

(福祉部 地域福祉課)

★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

(回答)

本市では、第5期介護保険事業計画に基づき、介護予防に重点をおいて事業を展開しております。実施後には事業評価を行うなど、より効果的な介護予防の推進を図っています。「介護予防・日常生活支援総合事業」については、事業実施による利用者への影響等について検討中の段階であり、現時点では具体的な実施予定はありません。

(福祉部 介護保険課)

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

第5期介護保険事業計画（24年度～26年度）に基づき、特別養護老人ホーム（100床）をはじめ、小規模多機能型居宅介護（又は複合型サービス）3施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）7ユニット（63床）等の整備を計画的に推進しています。

低所得者や医療依存度の高い利用者に対しては、医療保険の「高額療養費」、介護保険の「高額介護サービス費」の支給に加え、「特定入所者介護サービス費」による利用者負担の軽減、「高額医療・高額介護合算制度」により、同一世帯で医療と介護両方の負担が高額になった場合に限度額を超えた分を支給する制度を実施しており、市独自の助成制度を設ける予定はありません。

(福祉部 介護保険課)

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)

半田市における地域包括支援センターは、半田市社会福祉協議会に委託し、1か所設置しております。地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関として、センターの職員を市内中学校区単位に担当を設け、担当が不在の場合でも職員が連携して対応することで高齢者に対する包括的な支援に努めています。

平成18年度に設置された直後は、市内2か所に支所を設置し、身近な組織となるよう努めてきましたが、同センターの活動を検証した結果、活動エリア、情報連携などを考慮し、現行の設置状況となっております。今後とも半田市社会福祉協議会内の組織として、連携、活性化が図られるよう労働環境を含め整備し、

設置目的に沿った運営に努めてまいります。

(福祉部 地域福祉課)

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

平成24年度の介護保険法改正、介護報酬改定等により、「介護職員処遇改善加算」の創設や「地域区分」の見直しが行われ、介護職員に対する処遇改善が継続して図られていると考えています。

研修については、本市では2か月に1回、医療機関や介護サービス事業者等関係機関を対象とした「在宅ケア推進地域連絡協議会」を開催し、事例検討や情報提供、意見交換等を行っています。また、介護サービス事業者相互の連携強化及びサービスの質の向上を図るため、2市4町が費用を負担して、介護サービス事業者の育成研修等を開催しています。

(福祉部 介護保険課)

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)

在宅の高齢者に対しては、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、緊急通報システムを活用した電話回線による安否確認のほか、配食サービスによる安否確認を行っております。また、寝たきりとなった高齢者に対する訪問理髪サービス、日常生活に不便している世帯に対する寝具の乾燥クリーニングサービスを実施するなど、生活支援を行っております。このほか、毎年65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯を対象に民生委員の協力を得て、全戸訪問調査を行い、安否の確認を行い、生活実態の把握に努めております。

(福祉部 地域福祉課)

★イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)

外出支援は、介護なしには外出できない市民税非課税世帯の高齢者や一定の要件を満たした障がい者手帳保持者を対象に、外出を支援する目的で、タクシー基本料金の9割相当額を助成しております。

(福祉部 地域福祉課)

ウ、宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)

地域が主体となって管理運営を行う、閉じこもり予防や生きがいづくりの場である、小規模「地域ふれあい施設」の改修費及び管理運営費の一部や、福祉センターの管理運営費などの助成を一般会計により実施しております。また、高齢者のみならず地域の障がい者や子どもたちが集うことができる「共生型福祉施設」を設置し、地域福祉の推進をはかっております。

また、地域のボランティアなどによる、閉じこもり予防や生きがいづくりを推進すべく、「地域ふれあい会」の活動の充実に努めております。

(福祉部 地域福祉課)

エ、高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)

バリアフリーまでには至りませんが、民間による賃貸を含めた住宅の供給は進んでおり、この動向を注視していくべきと認識しております。

(福祉部 地域福祉課)

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

(回答)

概ね65歳以上のひとり暮らし等で病弱等により調理を行うことが困難で、低栄養状態の改善が必要と認められる方に対し、毎週月曜日から土曜日の週6日、利用者の状況に応じ、昼食の配食サービスを実施しております。

平成19年度からは、普通食のほかに特別食（きざみ食、低カロリー食等）の選択、平成22年度からは、配食業者を複数業者からの選択制とし、安否確認と食の確保による健康増進の一助としております。

また、市内16会場で月2回行っている「地域ふれあい会」では、会場にもよりますが、調理実習を行うことで、食への関心を高めていただくよう努めています。併せて、ふれあい会食会についても、社会福祉協議会と民生委員を中心となって実施しております。

(福祉部 地域福祉課)

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修費、福祉用具購入費の受領委任払いについては、平成21年度から「実施要綱」に基づき実施しています。高額介護サービス費の受領委任払いについては、現時点では実施の予定はありません。

(福祉部 介護保険課)

★ (3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

障がい者控除対象者認定については、障がい者の認定基準と同程度の障がいであることが必要であり、要介護認定者すべてを障がい者控除対象者に認定する考えはありません。

(福祉部 地域福祉課)

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

要介護者の認定結果通知時に「老齢者の所得税法の障がい者控除対象者認定通知書の交付について」のお知らせを同封しております。また、「介護給付費通知書」の対象者全員にも同様のお知らせを同封しております。このように必要な方への申請を促しており、個別に認定書及び申請書を送付する考えはありません。

(福祉部 地域福祉課)

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

今後も持続可能な制度運営に努めるため、存続・拡充につきましては社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保の面から総合的に判断してまいります。

(福祉部 保険年金課)

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

(回答)

本市では、市単独事業において通院医療費の助成を小学校卒業まで拡充し、医療費の自己負担額を全額助成（現物給付）しています。また、次年度より通院医

療費の対象を中学校卒業まで拡充する予定であります。

(福祉部 保険年金課)

③障がい医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

本市では、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方に対し、平成24年10月診療分から、一般の病気、負傷等による医療費の自己負担額の3分の2の額（償還払い）を助成しています。

(福祉部 保険年金課)

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

(回答)

今後も持続可能な制度運営に努めるため、拡充につきましては社会情勢の変化、施策の優先性、財源確保の面から総合的に判断してまいります。

(福祉部 保険年金課)

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

(回答)

後期高齢者医療制度では高額介護合算療養費等支給申請勧奨通知を、国民健康保険においては勧奨通知及び支給申請書を対象者の方へ個別に送付しております。

(福祉部 保険年金課)

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

(回答)

後期高齢者医療保険料の納付について、納付が困難な世帯については、収納課で納税相談を実施し、納税者の事情を聞く中で、分割納付等の制度を利用いただいております。

預貯金等の差押につきましては、滞納者に対して文書、電話、訪問等により何度か納税のお願いをした後、納付の意思がない場合や分割納付の約束が履行され

ないないなどの悪質な滞納の場合に限り、差押を行っております。

資格証明書又は短期保険証の交付については、被保険者間の負担の公平の観点から、国や広域連合からの通知に基づく適正な手続きの元で、保険料滞納者の実情を十分に把握し検討したうえで、やむを得ず行うものです。

資格証明書については、国や広域連合からの通知に基づき、原則として交付しないことを基本的な方針としているため、現時点では交付対象者はありません。

また、短期保険証については、納期限から6か月以上経過した滞納保険料があり、今後も自主納付により滞納額の減少が見込まれない方に対して、定期的な納付相談の機会を設けるために交付しております。

(福祉部 保険年金課)

5. 子育て支援などについて

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)

妊婦健診については、平成25年度から愛知県妊婦健康診査支援基金事業補助金がなくなりましたが、初回を含め妊婦健診を公費負担で14回、産婦健診についても1回分を公費負担しております。

恒久的な制度化につきましては、今後国の動向を踏まえ判断していきたいと考えています。

(福祉部 保健センター)

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

(回答)

就学援助対象者の所得基準については、生活保護基準による世帯の収入、また、近隣市町の状況を参考にしながら決めていますが、所得以外にも様々な要件から判定を実施しており、現在のところ見直す予定はありません。

申請書配布・受付につきましては、学校以外にも教育委員会学校教育課窓口でも対応しています。また、申請手続きの際の民生委員の証明につきましては、いただいておりません。

申請についての制度周知は、年2回の市報掲載、ホームページ、学校教育課窓

口で行っています。支給内容については、現在のところ拡充する予定はありません。

(教育部 学校教育課)

③義務教育は無償の立場から学校の給食は無料にしてください。

(回答)

給食費につきましては、学校給食法第11条第2項により、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費以外の食材に要する経費は、保護者の負担とすることが規定されており、無料とする考えは持っていません。

(教育部 学校給食センター)

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

(回答)

学校給食における安心・安全を確保するため、平成23年9月から食材の産地公表を実施し、平成24年3月からは、加工品を除く食材と出来上がり1食分を放射線測定器により簡易測定し、その結果を子どもたちが給食を食べる前までに学校給食センターのホームページで公表しています。

また、平成24年9月からは、愛知県教育委員会が実施する「平成24年度学校給食モニタリング事業」により、学校給食における放射性物質の有無や量を調べる検査を実施します。

(教育部 学校給食センター)

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

(回答)

避難所には、着替えや授乳などを行うための1人用簡易テントや障がい者、高齢者に配慮した組立式災害用トイレを備蓄しています。

また、避難場所に指定している体育館等の改修にあたっては、新たに多目的トイレを設置するなど妊産婦や高齢者の方々への配慮にも努めております。

災害時の避難所運営においては、災害弱者への配慮は重要な課題であることから、個室の確保や避難所での生活が困難な方々に対して、速やかに福祉避難所を開設するなど適切に対応してまいります。

(総務部 防災交通課)

⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

(回答)

子どもの最善の利益を守る観点から、児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めるため、子どもに関わる支援者には知見を高めるとともに、広く市民に向けて周知を図るべく、平成23年度から児童虐待防止緊急強化事業に取り組んでいます。

また、児童虐待防止法などに基づく「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が情報収集、連携などを図ることにより、これら職員を含めて対応することで児童虐待の未然防止、早期発見・対応に努めることとしています。

(子育て支援部 子育て支援課)

6. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)

国民健康保険は、低所得の加入者が多く、年齢構成も高いなど構造的な問題を抱かえています。財政基盤強化策や収納率向上に向けた取組に加え、今後のさらなる少子高齢化の進展をふまえると、保険財政の安定化、市町村間の保険料(税)の公平化の観点から、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を進めていくことが必要と考えます。

(福祉部 保険年金課)

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

国民健康保険事業にかかる経費は、保険税と国・県や支払基金からの負担金の他に、国が定めた基準に基づく一般会計からの繰入金で賄うことを原則としており、保険税を下げるため、恒常的に一般会計から繰り出すことは、他の保険制度加入者との公平性から見ても好ましくないと考えます。減免制度については、震災、風水害、火災等の災害によって、納税義務者が財産に甚大な損失を被った場合、あるいは病気にかかり、負傷をし、生活が著しく困難となって保険税の負担能力がなくなった場合等に、行われるものであります。本市においては、平成18年4月に制度を見直し、生活保護から自立された世帯に対する自立支援のための減免、母子家庭等医療受給者世帯に対する減免、更には、景気低迷に伴う事業の休廃業、雇用情勢の悪化による非自発的な離職などにより、収入が激減し保険税の支払いが困難な方についての減免を設けるなど、制度を充実させ、また強化を図っております。

(福祉部 保険年金課)

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)

本市の国民健康保険税の賦課については、地方税法第703条の4の規定に基づき4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）を採用しています。このうち、所得割については前年所得金額のある方、資産割については固定資産税額のある方、平等割については一世帯につき賦課されるものであり、均等割については、被保険者数に応じて賦課されるものであり、一般会計による減免の実施は考えていません。

(福祉部 保険年金課)

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

(回答)

低所得世帯については、一般の方より均等割、平等割を7割、5割、2割分軽減しておりますのでご理解をお願いします。

(福祉部 保険年金課)

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

平成22年4月から所得の減少による減免要件は、前年所得が500万円以下で、当年の所得が前年中に比べ10分の7以下に減少すると認められる方まで対象者の見直しをしましたので、ご理解をお願いします。

(福祉部 保険年金課)

★③保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

国民健康保険事業は保険税収入により運営しており、資格証明書の発行を中止する考えはありません。納税は国民の義務であり、短期保険証や資格証明書の発行は、保険税を納める意思がない被保険者を対象としております。資格証明書を発行する方には、事前に訪問などによる面談を試み、特別な理由もなく

滞納している被保険者に限定しております。

発行に際しては、母子家庭など福祉医療対象者には発行しないようにしています。

また、平成22年7月から18歳年度末までの子どもには資格証明書を発行せず、有効期間を6か月とした保険証を郵送により交付しています。

(福祉部 保険年金課)

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答)

給付の制限は資格証明書の交付を行っている世帯に対して、保険給付を行う際に納税または納税相談がされていない場合に行います。資格証の交付については「特別な事情」の申し出がない場合に行います。

(福祉部 保険年金課)

ウ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

(回答)

保険税の分割納付を履行されている場合は、有効期間を6か月とした保険証を交付しています。

(福祉部 保険年金課)

エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)

国民健康保険税の納付において、一括納付が困難な世帯については、収納課で納税相談を実施し、納税者の事情を聞く中で、分割納付の制度を利用いただいております。

財産の差押につきましては、滞納者に対して文書、電話、訪問等により納税のお願いをしておりますが、悪質な滞納により滞納額が増加する場合はやむをえず租税債権の保全のために地方税法の規定により財産の差押を行っております。

また、国民健康保険の資格取得には、世帯主からの届出を原則とします。

(福祉部 保険年金課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)

一部負担金の免除、減額及び徴収猶予については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象としています。また、制度の周知については、市報、市ホームページ等により、引き続き実施します。

(福祉部 保険年金課)

7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答)

障がい者総合支援法に基づき実施されている各種事業については、応能負担の考え方により低所得者及び非課税世帯に対しては、利用者の負担なく事業を行っており、一定の所得がある方に対しても上限月額を定めることで負担軽減に努めています。

また、自立支援医療（精神通院）については、福祉医療助成として自己負担額を負担しています。

地域生活支援事業においては、国の障がい福祉サービスと同様に所得に応じて利用者負担を10%、0%の負担とし、月額の利用者負担額も国制度の上限月額内としております。その上で、移動支援事業、日中一時支援事業、福祉ホーム及び訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額を合算上限とすることで、利用者の負担軽減を図っております。平成23年10月からケアホーム・グループホーム入居者の家賃補助が国の制度の中で開始され、一定の支援ができるようになりましたので、食費や光熱水費などの自己負担の軽減は考えておりません。

(福祉部 地域福祉課)

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答)

サービスの支給量に関しては、一定の基準に基づき運用しておりますが、基準以上の申請があった場合には、利用者の利用目的や障がいの状態、生活環境など

の聞き取りを行ったうえで、個別支援会議で協議し、必要な支給量と判断した場合に、基準以上であっても支給決定をしております。

(福祉部 地域福祉課)

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答)

サービスの支給量に関しては、一定の基準に基づき運用しておりますが、基準以上の申請があった場合には、利用者の利用目的や障がいの状態、生活環境などの聞き取りを行ったうえで、支給決定会議で協議し、必要な支給量と判断した場合に、基準以上であっても支給決定をしております。

(福祉部 地域福祉課)

★④65歳以上の障がい者や16疾病のある40歳以上の障がい者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障がい福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

介護保険法と障害者総合支援法のサービスでは、ご承知のとおり優先順位として介護保険法上のサービスが優先利用されますが、以下の3つの対象者により考え方を整理しています。

i) 障がい福祉サービスしかないサービスの利用を希望される方

介護保険サービスと障がい福祉サービスともに設定のある居宅介護等のサービスについては、介護保険が優先されますが、訓練等給付等、障がい福祉サービスにしかないサービスについては、介護保険対象者であっても、利用者の利用目的や障がい特性、生活環境等を聞き取りした上で、必要なサービスと判断した場合は支給決定をしております。

ii) 介護保険対象以前から障がいがあり、障がい福祉サービスを利用している方

また、介護保険対象になる以前から障がいがあり、障がい福祉サービスを利用している方については、障がいが故に支援がいる部分については、介護保険と同様なサービスであっても、障がい程度区分認定審査会の判断の上、支給決定をしております。

iii) 介護保険対象になってから障がい者手帳を取得し、障がい福祉サービスの利用を希望する方

原則は、介護保険サービスのみでの対応をお願いしておりますが、利用者の利用目的や障がい特性、生活環境等を聞き取り、障がい程度区分認定審査会の判断上、かつ障がい者手帳を取得していない他の介護保険利用者の状況も勘案し、支給決定を行っています。

(福祉部 地域福祉課)

★⑤65歳以上の障がい者や16疾病のある40歳以上の障がい者が障がい福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答)

利用料負担の撤廃の考えはありませんが、市独自の制度として、低所得者に対し、介護サービス利用料の一部を助成する「介護福祉助成制度」を設けており、一定の負担軽減となっていると考えています。

(福祉部 介護保険課)

⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(回答)

避難所は、主に収容能力に優れた小中学校の体育館や公民館のホールなどを指定していることから、施設の現状から、すべての避難所においてバリアフリー化が図られてはおりません。このため、地域の方々の支援を求めたり簡易スロープを配置するなど、障がい者の負担軽減に努めてまいります。

また、避難所での生活が困難な方については、協定を締結している3か所の福祉避難所や36か所の二次福祉避難所も活用してまいります。

(総務部 防災交通課)

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになるとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

(回答)

本市では現在、「災害時要援護者」の情報を個人情報開示の同意を得た上で、消防団、地域の自主防災会へ開示しております。また、社会福祉協議会、民生委員、日本赤十字奉仕団及びV.C（半田市ボランティアコーディネーター）の会等、支援団体にも開示をしております。福祉圏域間、県との情報共有につきましては、愛知県の防災計画に位置付けられ次第、行ってきます。

(福祉部 地域福祉課)

8. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

(回答)

特定健診は、無料で実施しています。市民税非課税世帯と生活保護世帯の方のがん検診及び歯周病疾患検診は、申請により無料で受けられます。その他の方は、検診費用の3割程度の負担をお願いしております。

特定健診、歯周病疾患検診は、個別通知を行っています。また、国の補助を受けて特定の年齢の人に、子宮頸がん、乳がん、大腸がんの無料検診を行っています。その対象者に対して、個別通知を行っています。

(福祉部 保健センター)

②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)

住民健康診断は、無料で受けられるようにしています。なお、対象者は、事業所等で健康診査を受ける機会のない方（15歳以上～40歳未満）です。

(福祉部 保健センター)

9. 予防接種について

★①水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

現在、国において予防接種制度全体のあり方について検討されており、今後その動向を踏まえ判断していきたいと考えています。

(福祉部 保健センター)

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答)

高齢者用肺炎球菌については、今後、成人肺炎球菌として定期予防接種となる可能性があるため、定期化の際に改めて助成額をどうするかについて検討したいと考えています。

(福祉部 保健センター)

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答)

平成25年7月1日から、愛知県の補助制度を活用して、風しん予防接種費の助成を実施しています（6月中の接種については、償還払いにて助成実施）。

助成対象者については、妊娠を希望する女性、その夫及び妊婦の夫（妊婦の夫は、県補助の対象外であるが半田市独自に助成対象としている）とし、助成金額については上限5,000円（生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の方は、上限8,000円）としていますが、全額助成（無料化）することは考えていません。

（福祉部 保健センター）

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

（回答）

生活保護制度における生活扶助の基準は、国によりその時々の社会経済状況等を勘案し、相対的に決まるものであります。また、不正受給対策の強化、就労自立の促進等に係る制度改革が予定されているとのことです、生活保護が必要な方には確実な保護を実施するという基本的な考え方は変わらないものであり、本市としましては、国の動向に従い適切に対応してまいります。

（福祉部 生活援護課）

②消費税増税を中止してください。

（回答）

消費税の税率引き上げに関しては、国会において議論されて、決定されるものと考えておりますので、本市として国に意見書や要望書を提出する考えはありません。

（総務部 税務課）

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

（回答）

国民年金制度は、国が運営している事業で国会において議論されるべき事項

でありますので、要望書を提出する考えはありません。

(福祉部 保険年金課)

- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

(回答)

国民健康保険は、低所得の加入者が多く、年齢構成も高いなど構造的な問題を抱えています。財政基盤強化策や収納率向上に向けた取組に加え、今後のさらなる少子高齢化の進展をふまえると、保険財政の安定化、市町村間の保険料(税)の公平化の観点から、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化を進めていくことが必要と考えます。

70～74歳の窓口負担の在り方については、現在、国で検討中でありますので、その動向を見ながら対応をしていきます。

後期高齢者医療制度は、今後も確実に増加していく高齢者の医療費を、高齢者の方々にも一定の負担をいただきながら、社会全体で安定的、継続的に支えていこうとするものであり、必要な制度と認識しております。

(福祉部 保険年金課)

- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答)

国の負担する調整交付金5%の各保険者への完全実施について、愛知県及び全国市長会を通じ関係省庁へ要望をしています。軽度者の介護保険からの除外については、今後国の動向を注視していきます。訪問介護の生活支援サービスに係る時間区分の見直しについては、見直し後の影響等を検証していく中で、個別対応を図ってまいります。介護・福祉労働者の待遇改善については、「介護職員待遇改善加算」の創設等により継続して改善が図られていると考えています。

(福祉部 介護保険課)

- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答)

子ども医療費の助成については、県補助に加え、本市単独事業として通院医療費の助成を小学校卒業まで引き上げ、医療費の現物給付を実施しているところであります。制度創設につきましては、市長会等を通じて国に要望してまいります。子ども医療費助成を始め、福祉医療助成事業にかかる医療費の国民健康保険国庫負担金の減額を行わないよう、市長会等を通じて国に要望してまいります。

また、妊婦健診については、平成24年度で妊婦健康診査支援基金事業費補助金が終了し、地方交付税措置となりました。近隣市町の動向をみながら今後の要望を考えていきます。

(福祉部 保険年金課、福祉部 保健センター)

⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答)

災害時に公立病院・公的病院が果たす役割は大変大きいものと認識しております。また、2012年度診療報酬改定において、地域医療の充実という点では、地域における連携体制の強化の推進及び地域生活を支える在宅医療については一定の評価ができます。

市単独で意見書・要望書を提出することは考えておりませんが、今後も国の動向を注視しながら、全国自治体病院協議会等の関係団体と歩調を合わせていきます。

(半田病院 管理課)

⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

(回答)

国に対し要望する考えはありません。

(福祉部 地域福祉課)

⑨高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

(回答)

国に対し、要望する予定はありません。

なお、これらのワクチンについては、現在、国において定期接種化が検討されています。

(福祉部 保健センター)

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

愛知県は福祉医療制度の見直しを当面見送る方針を本年6月に表明しましたが、引き続き所得制限の導入など検討を進めているところであり、その動向について注視してまいります。

(福祉部 保険年金課)

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。

(回答)

子育て支援施策の一環として、本市では単独事業で子ども医療（通院費）の助成対象者を小学校卒業まで拡充をし、医療費の現物給付を実施しておりますが、子ども医療費（通院）の拡大につきましては、引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 保険年金課)

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病氣にも広げてください。

(回答)

本市では単独事業として、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方に対し一般の病気、負傷等による医療費の自己負担額の3分の2の額（償還払い）を助成しておりますが、障がい者医療給付制度の一体化整備につきましては、引き続き愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 保険年金課)

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

ださい。

(回答)

後期高齢者医療に限らず、医療費の助成を必要とする方々の状況に応じて、愛知県市長会を通じて要望してまいります。

(福祉部 保険年金課)

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

後期高齢者医療制度の障がい認定者へ聞き取りを実施する中、必要に応じて、愛知県市長会を通じて県へ要望してまいります。

(福祉部 保険年金課)

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)

愛知県市長会を通じて県へ要望してまいります。

(福祉部 保険年金課)

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)

愛知県からの補助金は、県の基準に基づき交付を受けています。愛知県には、県主催の会議等の機会をとらえ、基準の見直しを要望してまいります。

(福祉部 保険年金課)

③障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

(回答)

県に対し要望する考えはありません。

(福祉部 地域福祉課)

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

(回答)

県に対し要望する考えはありません。

(福祉部 地域福祉課)

(3) 医療提供体制の充実のために

①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

(回答)

南海トラフ巨大地震などの大規模災害に対して、愛知県でも災害医療コーディネーターを設置して医療体制の強化を図っておりますが、災害時に災害拠点病院がより適切な医療を提供できるよう、医療圏会議などの場で医療連携や財政的な支援が得られるよう要望していきます。

(半田病院 管理課)

②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

(回答)

急性期の治療が終わった患者さんに対しては、個々の実情に配慮して地域の医療機関等へ転院等をお願いしていることから、県に対して要望する考えはありません。

(半田病院 管理課)

③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

(回答)

地域における救急医療の充実が図られるよう、機会あるごとに財政的な支援も含め要望していきます。

(半田病院 管理課)

④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

(回答)

県立病院の役割として、「県民に対する医療の向上」という視点が必要だと認識しております。より専門性の高い医療を提供するためには、機能・役割分担はやむを得ないと考えており、県に対して要望する考えはありません。

(半田病院 管理課)

⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大増員を図ってください。

(回答)

看護師等の勤務環境の改善に引き続き取り組むとともに、看護師等の確保に関しては、機会あるごとに看護協会等の関係団体と歩調を合わせ要望していきます。

(半田病院 管理課)

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。
- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答)

上記5項目については、要望する予定はありません。

(福祉部 保険年金課)